

番号	6
措置の名称	保安林の解除に係る法律の改正
措置の内容	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 28 年法律第 47 号。第 6 次一括法）により、森林法の一部を改正し、治山事業施行地を含む 4～11 号保安林の解除を行う場合の都道府県の農林水産大臣への同意協議を、同意を要さない協議へ見直した。
関係省庁	農林水産省

番号	5
措置の名称	保安林の指定及び指定の解除に関する通知の発出等
措置の内容	<p>「地方分権改革推進要綱（第1次）」（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）に基づき、一の都道府県内で完結する水系内の河川を都道府県に移管するのに合わせて重要流域の指定を外すことにより、国による当該重要流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲することとした。</p> <p>また、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年1月30日閣議決定）に基づき、保安林の指定・解除について、一級河川を含まない重要流域について、流域の全ての県から要請があった場合、国と協議を行い、協議が整ったものから重要流域の指定を外すことにより権限の移譲を行うこととした。</p>
関係省庁	林野庁